

可燃ごみ処理施設等 集約に向け第一歩

沼田市 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町



利根沼田地域の5市町村は11月14日、一般廃棄物処理広域化に関する協定書に調印しました。これにより、10年後をめどに地域を集約する新たな焼却施設等の設置を目指します。

利

根沼田地域に現在ある一般廃棄物(可燃ごみ)処理施設は、沼田市、川場村、昭和村で運営する清掃工場(沼田市白岩町)と、沼田市、片品村が運営する尾瀬クリーンセンター(片品村菅沼)、みなかみ町の奥利根アメニティパークの3カ所。これらの処理施設は、老朽化などため建て替えなどの対応が求められている状況です。

今後、人口減少や少子高齢化などが想定される中、住民サービスを維持していくためには持続可能な適正処理と経費削減の観点から、近隣市町村が連携して行政サービスの効率化を図っていくことが喫緊の課題となっています。

こうした背景を踏まえ、11月14日に利根沼田文化会館において、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町の5市町村による協定が締結されました。協定により、一般廃棄物の広域処理に向けた取り組みを本格的に進めていくこととなります。



▲あいさつする堤村長
「長年にわたる懸案だった共同処理を、利根沼田地域が一体となって取り組んでいきたい」と語りました。

協定調印までの経緯

平成29年3月 (群馬県)

群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン策定

平成30年11月 (群馬県)

利根沼田地域での一般廃棄物処理広域化協議会(以降、協議会)の設立準備会が発足

令和2年7月 (5市町村)

利根沼田地域における協議会を設立

令和4年3月 (5市町村)

利根沼田地域におけるプロジェクトチームの設置に合意

令和4年9月 (5市町村)

一般廃棄物の広域処理を行うことに合意

令和4年11月 (5市町村)

一般廃棄物の広域処理に伴う基本的事項についての協定